

定 款

ITbook ホールディングス株式会社

平成 30 年 10 月 1 日 制定
令和 4 年 6 月 27 日 改定
令和 5 年 3 月 2 日 改定

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、「ITbook ホールディングス株式会社」と称し、英文では「ITbook Holdings Co., LTD.」と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業及びその関連事業を営む会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配及び管理すること、並びに次の事業及びその関連事業を営むことを目的とする。

1. 企業経営のコンサルティング
2. 国、公共団体等の行政機関の運営コンサルティング
3. 情報システムのコンサルティング業務
4. 情報システムの設計、開発、賃貸、保守、運営管理業務
5. コンピューター及び関連機器の調達、販売業務
6. 前各号に関する調査、研究、教育、研修業務
7. 医療、介護、福祉等の施設からの業務委託に基づく以下の業務の受託
 - (1) 医療、介護、福祉に関するシステムの構築
 - (2) 医療、介護、福祉に関するコンサルティング及びマーケティング
 - (3) 医療事務、会計事務、書類の管理
8. 各種情報の調査、収集、提供に関する業務
9. 出版事業
10. 有価証券の保有、投資
11. 労働者派遣事業
12. 不動産の売買、賃貸借管理、仲介に関する業務及びコンサルティング
13. 企業に対する投資事業
14. 広告代理店業
15. 各種イベントの企画、制作
16. 健康器具の販売
17. 産業開発事業への投資に関する調査、企画
18. 総合リース業
19. 人材の募集に関する情報提供サービス
20. 損害保険代理店業
21. 有料職業紹介に関する業務
22. セメント、鉄骨その他土木建築用資材の製造、販売、販売代理及び輸出入
23. 土木建築用機械、工作用機械の製造、販売、販売代理、輸出入並びにメンテナ
ンス及びリース業
24. 土木建築工事の設計、施工及び請負

25. 古物の売買業
26. 物品販売
27. 企業に対する投資・融資・保証・投融資の引受・仲介・斡旋及び経営の指導
28. 経営管理・事務・財務・会計・営業・総務・人事・事業開発の業務請負、指導、講習及びコンサルタント
29. 測量
30. 土壤、地下水汚染調査及び改良業務
31. 輸入代行業務及び輸入商品販売業務
32. 地盤調査業
33. 土地の損失補償の調査・算定・折衝業務
34. 土木建築工事の損害及び地盤沈下等の事業損失の調査・算定・折衝業務
35. 地盤調査、補強工事にかかる宅地地盤の不同沈下による建物損壊、地盤修復のための保証業務
36. 一般住宅、集合住宅、店舗併用住宅における建物損壊、修復、増改築、改装並びに建物完成のための保証業務
37. 土木工事、地盤改良工事並びに杭工事その他地盤補強工事の設計、施工、監理
38. 地盤調査及び地盤改良の施工記録の認証業
39. コンクリートの強度試験業務
40. 特定住宅瑕疵担保責任の履行確保に関する法律に規定する検査員の業務
41. 住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する評価員の業務
42. 建物検査及びそのコンサルタント業務
43. 住宅設備機器（冷暖房機器・空気調和機器・厨房機器・衛生機器・給湯器・給排水機器等）の販売、設計施工並びに保証業務
44. 自然冷媒ガスの販売及び自然冷媒ガスを使用した冷蔵冷凍機器の販売並びに設計施工
45. エネルギー制御に関わる機器及びシステムの販売並びに保証業務
46. 住宅及び土木関連商材販売の紹介斡旋
47. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、38,000,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第9条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(基準日)

第10条 当会社は、本定款に定めるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会は、本店所在地若しくはこれに隣接する地、又は東京都区内において招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役が複数の場合または代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。

(株主総会の決議方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(電子提供措置等)

第 19 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 20 条 当会社の取締役は、7 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長を各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役が複数の場合又は代表取締役に差し支えある場合は、あらかじめ取締

役会において定めた順序により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで、取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 27 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。
- 2 前条の決議があつたとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(取締役会規程)

- 第 29 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

- 第 30 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 31 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結

することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第33条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第38条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 39 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 40 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 41 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任方法)

第 42 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第 44 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度及び決算期)

第45条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、事業年度末日を決算期とする。

(剰余金配当の基準日)

第46条 当会社の期末剰余金配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項及び次条のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(中間配当の基準日)

第47条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。

(配当の除斥期間)

第48条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。